

保育環境改善及び民間移管（変更）計画

1 事業の目的

「公立保育所の今後の基本的方向」に基づく短期計画として、保育環境の改善、待機児童の解消、多様化する保育ニーズへの対応、より効率的な保育所運営を行うことを目的に、プレハブ造りの保育所及び鉄筋コンクリート造りの保育所の民間移管（以下「移管」という。）を推進する。

2 変更理由

大島保育所については、保護者等から大島保育所の廃止処分の取消しを請求する旨の訴訟の提起があり、その訴訟の推移を見定める必要があると判断したこと。

また、横浜市の移管にかかる最高裁判所判決（平成21年11月26日）において、特定の保育所で現に保育を受けている児童及び保護者は、保育の実施期間が満了するまでの間は、当該保育所における保育を受けることを期待し得る法的地位を有すると認めていることから、当初計画策定前の入所児童及び保護者に配慮する必要があると判断したこと。

上ノ島地区施設等見直し方針に基づき、総合センター、（旧）青少年会館、（旧）老人分館の集約化及び上ノ島保育所の環境改善等を図るため、移管の手法を活用して社会福祉法人による保育所の建て替えを実施することとしたこと。

3 事業の概要

(1) 公立保育所の移管

ア 公立保育所として残す保育所以外のプレハブ保育所及び改築を必要とする保育所については、移管先の社会福祉法人が、市が指定する用地に保育所の建替等をしたうえで、保育事業を引継いで運営する。

(ア) 建替等対象保育所

平成26年度	平成27年度以降
上ノ島保育所	元浜保育所、七松保育所、富松保育所

用地や施設の確保など建替え等に伴う条件が整った保育所から順次、手がけていくことを基本とする。

(イ) 用地等

本事業に伴う用地は無償貸与、市が指定する施設は無償譲渡とする。

イ 平成25年度から平成27年度の3か年で7か所の鉄筋コンクリート造りの公立保育所を、原則、建築年度の古い順から民間社会福祉法人へ移管していく。

(ア) 移管対象保育所及び移管年度

平成25年度	平成26年度	平成27年度
長洲保育所	浜保育所	道意保育所
立花南保育所	立花保育所	尾浜保育所
(大島保育所)		

(イ) 移管の方法

土地は無償貸与、建物及び保育用備品等は無償譲渡する。

(ウ) 0歳児保育の実施に伴う施設改修(沐浴室及び調乳室)については、移管前に市において行う。

(エ) 良好な保育環境の改善を図るため、移管後、社会福祉法人は保護者等の意見を反映しながら施設改修を行う。また、必要に応じて耐震補強工事も併せて行う。

なお、当該施設改修に係る経費に対しては一定の補助を行う。

(2) 移管する保育所の機能等の拡充

区 分	プレハブ	鉄 筋
環境改善の方法	建替え	改修
待機児童の解消	北部は必要に応じて定員増	北部は必要に応じて定員増
保育ニーズへの対応	0歳児保育の実施	0歳児保育の実施
	一時預り事業	一時預り事業(可能な限り)
	園庭開放、保育体験学習、育児相談	園庭開放、保育体験学習、育児相談
	障害児保育	障害児保育
	延長保育	延長保育

(3) 公立保育所の移管の実施基準について

ア) 「移管法人選考委員会」の設置

法人の選考にあたっては、保護者の意見の反映、及び保育の質の確保・保育サービスの向上を図るため、学識経験者に加えて、移管対象保育所の保護者代表も参画した、「移管法人選考委員会」を設置して、書類審査・面接審査・必要に応じて現場視察を経て選考する。

なお、選考基準については、従前の基準をベースとするが、「移管法人選考委員会」において協議のうえ決定する。

イ) 移管後の事業主体

保育所の運営は、企業、学校法人、NPO等の団体、個人でも認可の対象となっているが、本市においては引き続き本市の保育行政をよく理解し、協力する「社会福祉法人」に限定する。

既設法人：現に社会福祉施設を運営する社会福祉法人であること。ただし、市外 of 社会福祉法人の場合は、現に児童福祉施設を5年以上運営していること。

新設法人：児童福祉施設を運営する社会福祉法人として設立認可の見込みがあること。

なお、事務所の所在地については、移管する保育所所在地に設置することとする。ただし、既に尼崎市内で社会福祉施設を運営し、事務所が市内に存在している社会福祉法人はこの限りではない。

ウ) 保育内容等を協議する「三者協議会」の設置

法人の決定後、保護者代表、法人の施設長、市の三者が意見交換する場として、「三者協議会」を設置し、保護者が不安や疑問に思っていることなどについて、十分な情報提供を行うとともに意見交換を実施する。

期間及び協議内容について

- (a) 移管先法人決定後、移管までに、移管に伴う様々な事項について協議し合意形成を図っていく。
- (b) 移管後についても、当分の間（最長で移管時の在園児が卒園するまで）「三者協議会」を開催し、移管条件の実施状況や変更、新たな保育の導入など、保育内容等生じた課題については、「三者協議会」を通して課題解決を図る。また市は必要な調整を行っていく。

エ) バランスに配慮した保育経験者の確保

保育士の配置については、4年以上の経験者を3分の1以上配置すること及び10年以上の保育経験者を2人以上確保することとし、その定着に努めることとする。

オ) 移管に伴う児童の影響に配慮した引継ぎ・共同保育の実施

移管前の保育所の保育内容を継承するとともに、保育士等が入替わること等による保育環境の変化が子どもに及ぼす影響をできるだけ最小限にするとともに、移管前から子どもとの信頼関係を築くために「引継ぎ・共同保育」を実施する。

内容及び柔軟な期間の対応について

- a) 「引継ぎ」については、保育方針・指導計画、各種行事関係、安全対策関係、保護者との連携関係、保健・給食・施設関係などの引継ぎを法人決定後すみやかに引継書により開始する。
- b) 「共同保育」については、4月からの移管をスムーズに行うために、法人と市両方で「共同保育計画」を作成し、事前に保護者にも提示の上、原則2か月間（2月から3月まで）で行い、その経費については市が一定額負担する。

なお、「共同保育」の期間については、移管予定の保育所の状況を踏まえ、保護者、法人、及び市の三者で協議のうえで予算の範囲内で柔軟に対応する。

カ) 保護者の苦情処理の仕組みの整備

保護者等の意見を反映するため、社会福祉法第82条では、社会福祉事業の経営者は、

利用者等からの苦情の適切な解決に努めることが求められていることから、その体制として苦情処理責任者の設置、苦情受付担当者の設置、及び第三者委員の設置を移管条件として位置づける。

キ) 保育サービスの向上のための「第三者評価」の受審

保育の質の確保・保育サービスの向上を図るため、適切な保育運営が図られているか等、客観的な視点で判断することは重要である。

そのため、保育所運営における具体的な問題点を把握し、保育の質の向上に取り組むとともに、利用者にとってサービス選択情報の確保が図られるための仕組みである、外部機関による「第三者評価」について、移管後3年以内の受審を移管条件とする。

なお、この評価については、インターネット等で広く公開に努め、情報の開示を促していく。

ク) 移管後のアフターフォローとしての前所長等の訪問

保育士等が全員入れ替わることによる不安解消と、子どもの保育環境をよりきめ細やかに移行させるため、移管後においても、移管前の公立保育所の所長は6か月間、保育士は4か月間、移管先の保育園を訪問し、保育内容等の確認や児童の見守りのための訪問活動を行っていく。

ケ) その他

その他、保育内容の継承などの諸条件については、引き継ぐものとする。

(4) 公立保育所として残す保育所の充実

ア 保育環境改善の実施

建替えの条件が整ったプレハブ保育所については保育環境改善を図っていく。

イ 地域における子育て支援の検討

今後は、子どものすこやかな成長の基盤である家庭での子育てをより一層支援していくため、地域における子育て支援の充実を図る役割を果たす方策などについて検討していく。

4 運営費効果見込（平成22年度予算ベースによる試算）

平成27年度まで（累計） 約7億9千万円

以 上